

独立行政法人酒類総合研究所の役員の任命について

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第20条第4項の規定に基づき、独立行政法人酒類総合研究所の役員を任命したので、同条第5項の規定に基づき次のとおり公表する。

独立行政法人酒類総合研究所
理事長 後藤 奈美

関 弘 行
独立行政法人酒類総合研究所理事に任命する
(令和元年8月1日)